

# 地域ケアセンター東陽館 指定居宅介護支援事業所 運営規程

## (目的)

第1条 この規定は、有限会社HYOコーポレーションが運営する地域ケアセンター東陽館（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

## (運営方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名 称 地域ケアセンター東陽館 居宅介護支援事業所
- 二 所在地 米沢市丸の内2丁目3番3号

## (従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- 一 管理者・・・1名（常勤兼務）  
※管理者は、従事者及び業務を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援事業の提供にあたるものとする。

- 二 介護支援専門員・・・2名
  - ・常勤兼務・・・1名（管理者と兼務）
  - ・非常勤専従・・・1名  
※介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日  
(祝祭日・12月30日～1月3日・8月13日～8月15日を除く)
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。  
\*上記以外の時間においても随時対応する。但し、緊急時に限る。（携帯：090-3984-1090）

(居宅介護支援等の提供方法、内容及び利用料)

第6条 居宅介護支援等の提供方法及び内容は次の通りとし、居宅介護支援等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。但し、当該居宅介護支援等が法定代理受領の場合は、無料とする。

- 一 市からの委託を受けた場合、要介護、要支援等の認定に係る訪問調査を行う。
  - 二 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族と面接して利用者の身体状況、心理社会状況、生活環境について、課題分析標準項目を網羅した当法人独自の方式等利用者に最も適した方式を用いてアセスメントを行う。その結果に基づき、当該地域における居宅サービス事業者等のサービス内容等に関する情報を提供し、利用者の選択或いは同意を得た上で居宅サービス計画等を作成する。居宅サービス計画等が効率的且つ効果的に実行されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整を行う。  
利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜を提供する。
  - 三 介護支援専門員は、居宅サービス計画等の作成後、利用者、家族及び居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画等の実行状況を把握すると同時に、必要に応じて利用者宅を訪問することにより生活状況を把握し、居宅サービス計画等の変更及び居宅サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行う。
  - 四 介護支援専門員は、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、居宅サービス事業者等の事業者間の連絡を図る。
- 2 次条の通常の事業実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- 一 実施地域内は無料とする。
  - 二 実施地域を越えて片道概ね 1 km以上の場合、1 kmにつき 50 円。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、米沢市・川西町・高畠町とする。

(虐待防止)

第8条 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため以下の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業者は、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係機関に通報するものとする。

（業務継続計画の策定）

第9条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

（ハラスメント対策）

第10条 事業所におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを防止するための措置を講じ健全な職場環境とする。また、利用者やその家族からのカスタマーハラスメントについても適切な対応に努める。

（その他の運営についての留意事項）

第11条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修は、採用後3ヵ月以内に行う。
- 二 継続研修は、年2回以上行う。

2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従事者ではなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき責務を負うものとする。

3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、有限会社HYO コーポレーションと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

平成22年 07月 01日 改正	平成28年 05月 01日 改正
平成23年 02月 01日 改正	平成28年 08月 01日 改正
平成23年 05月 01日 改正	平成28年 11月 01日 改正
平成26年 04月 01日 改正	平成28年 11月 01日 改正
平成26年 08月 12日 改正	平成29年 03月 01日 改正
平成27年 04月 01日 改正	平成29年 11月 01日 改正
平成31年 04月 01日 改正	令和06年 04月 01日 改正
令和06年 07月 08日 改正	令和06年 08月 01日 改正
令和07年 03月 17日 改正	